



# 平成24年12月16日執行 福島県第5区衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

## 3つの主張

### 福島の復興再生に全力で取り組みます

- 津波・原発事故から避難中の方々の生活と心身のケアが最優先
- 被災や線量に応じたきめ細かい復興再生
- 強い問題意識を持った子ども達の育成

### 一歩一歩漸進主義の政権運営を目指します

- 急進的な改革や維新は今の日本には不似合い
- エネルギー貿易の政策も大きな方針に沿って一歩ずつ

### 少子高齢化時代を応援します

- 社会保障と税の一体改革の続行

略歴

1949年、いわき市出身。平二小、平三中、磐城高校、東大卒。石川島播磨重工業(現)いわき市議。衆議院議員3期。財務大臣政務官、復興大臣政務官、復興副大臣。

信条

一 言ったことはやる。  
うまくいかなかったら、やり直す。  
二 肩書きで人を見ない。  
三 ピンチとチャンスは、裏腹だ。

**民主党** 比例代表も民主党へ。

一歩一歩、前を向いて!  
引き続き復興に責任。

これらの課題を中心、改めるべき所を改め、党内の結束を強めて、一歩一歩、国民の常識に沿った政治を実行するため、引き続き全力を尽くします。更なるご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

双葉の将来の大きな絵を描く  
低線量への不安に取り組む  
いわきと双葉の共存共栄を図る  
原発に代わる洋上風力発電を育てる  
公平な賠償を実現する

地震・津波に対して減災型のまちを作る  
しかし浜通りの復興は長期戦であります。  
大きな課題としては  
・農林水産業を長期的に再生する

改革・エネルギー政策の見直しなど時代の要請に応じた緊急の施策、さらには金権癒着など古めかしい政治風土の根絶などを着実に進めていることも事実です。私も福島復興の担当副大臣として、全身全霊で取り組んできました。

## 私の決意



民主党公認  
吉田 泉  
よしだ いずみ  
(福島県第5区)

63歳



自民党公認  
坂本こうじ  
さかもと こうじ

## 比例代表も自民党へ

みなさまにお世話になつて四〇年  
これまでの経験すべてを發揮し、  
確実に政治を進めます。

**ふるさとを、この国を取り戻します。**

**経済の成長**

長期避難の方々の将来見通し・国家的な風評被害の払拭を示す  
自立へ向けた生活再建策  
根源的な除染  
各種復興特区制度の活用  
使い勝手のよい復興予算  
・子どもたちの健康調査  
・キメ細かな施策展開  
・双葉といわきの相互協力  
・体制づくり  
・国と地元との信頼回復

**新たなエネルギー技術の開発促進**

さまざまな再生可能エネルギーの開発  
・GCC等による石炭火力燃焼効率化  
・大容量蓄電池の開発  
・恒常的な雇用の拡大  
・安定した経済国家を確立し、堂々たる外交・  
安全保障政策を展開

発災以来一年九ヶ月、長期にわたつて避難生活を余儀なくされたのみなさんは、心身共に疲弊の度合いが強まつております。その最大の要因は将来の見通しが立たないことにあります。人々は不安と不満と怒りの中で毎日を過ごしているのです。仮設住宅あるいは借り上げ住宅から、いつ頃どのような形態で自立することができるのか、早期に具体策を示さなければなりません。

また、消費税が引き上げられるにあたり、まず種々の経済成長策を実施し、景気を上向けるとともに、消費税を社会保険費に全額充てることにより、将来不安の払拭へ対応し得る社会保障制度の安定化をはかるべきであると考えます。さらに、日本経済が力強いものであることは、外交・安全保障上も大変有益であると確信しております。

私は、自民党自身も反省のうえに復興することによって、これらをはじめ万般にわたり政治カリーダーシップを發揮し、その責任と役割を果たすべきであると考えます。さらに、復興のスピードを速め、日本の明るい未来へしっかりとつなぐことが出来るよう、すべてを擲げる覚悟でございます。

## 全力復興 未来への責任!

プロフィール
いわき市議会議員 (27歳 1期)
福島県議会議員 (30歳 連続3期)
衆議院財務金融委員長
経済産業副大臣 (小県内閣)
自由民主党組織本部長

# さあ、記選挙だ!

あなたの明日のために  
この一票が大切です。



12月16日

福島モバイル県  
<http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/>

## 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日12月16日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度を利用しましょう!!  
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期間/衆議院議員総選挙 12月5日(水)~12月15日(土)  
國民審査 12月9日(日)~12月15日(土)

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月9日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

■時間/8:30~20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページ、福島県モバイル県庁に県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場所/期日前投票: 各市町村選挙管理委員会が定める場所  
不在者投票: 滞在地(避難先)の市町村選挙管理委員会

■手続き/期日前投票: 期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します  
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

不在者投票: 以下の手続きにより投票してください

### ①投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### ②投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

### ③滞在地(避難先)の市町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市町村選挙管理委員会で投票してください。

滞在地の市町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

詳しくは、県選挙管理委員会又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。